

地研通信

発行人 楠本 孝
編集人 杉野 香江
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 電話(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

保育所待機児童問題から見る日本社会保障の問題

川崎 航史郎

1. 「保育園落ちた、日本死ね」考

以前から存在した待機児童問題を、重要課題として顕在化させたきっかけの一つが一人の母親による「保育園落ちた、日本死ね」というブログへの書き込みと、それをめぐる世論の反響の大きさであった。書き込まれた言葉自体のインパクトもあるが、当該反響の背景には、「人」の存在にとって大前提である「生まれる」、そして「成長する」ことについて、現代社会においては決定的に重要であるはずの保育政策の貧弱さと、そのことが、「親が望む場合に子を産むこと」という当たり前の事すら不可能とさせている日本社会の異常さへの危機感(子を産むことを不可能であると「日本」がさせることは、結果として、日本という国家は、自らの存在自体を(意識するかいなか別として)死滅(自死)に迫いやっている事を、多くの人々が共感したのではないか。国家の存続自体の価値をどうみるかについてはここではおく)があると考える。現政権は、殊更に「国家の存亡」を前面に出すが、一方では、「国家」の主権者として重視されるべき「人」が、健やかに成長し発展することを、国家の責任として行う保育政策は手薄である。

この矛盾をどう考えるべきか。国家のあり方を規定する憲法は、その前文にて「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とする。すべての国家政策は、主権者たる国民の福利の向上のためにある。このことは、人のために国家が存在することを意味し、逆ではない。主権者である国民の生活状況は深刻であり、殊更「国家」を唱えていれば解決できるものは何もない。国民の生活は、国民一人一人の基本的な人権として国家によって保障されている(憲法25条)。その具体化のための社会保障政策が抱える問題点について、子育てをめぐる保育政策を題材にして、検討したい。

2. 日本型雇用・社会保障モデルと生活実態とのずれ

近年、子どもの数は減少するなかで、保育所入所を希望する子ども(とその保護者)は多く存在する。その結果、保育所への入所が待機状態になる児童が発生している。保育所入所希望増加の原因は、出産後の女性が早期に復職・再就職を希望するからである。それを示すように女性の就業率を示すM字型雇用のへこみ部分は、近年上昇している¹。かつては、出産退職して、その後しばらくは不就業期間を置いたが、現在は、出産後、短期間で就労を再度開始・希望する女性が増加している。その背景には、既婚女性の意識変化もあろうが、何よりも、子育て世帯の経済的困難が存在する。厚生労働省2014年国民生活基礎調査によると、子育て世帯で生活に「苦しい」

¹ ただし、出産をきっかけに退職する女性はここ30年間約6割で推移している。女性が出産を経ても出産前の企業等に継続して雇用し続けることは、依然として困難な状況にあり、特に非正規雇用の場合、違法な雇止めなどにあう深刻な状況にある。

と答えた世帯は、67.4%にのぼり、過去2番目の高さとなっている。背景には、若年親世代の雇用状況の悪化による貧困の進展がある。子育ての世帯の貧困化は、近年の経済政策によってさらに進展しており、出産後、早期に就業を希望する女性の増加をもたらし、保育所の不足問題を深刻化させている。

なお、先ほど、「出産後の女性が早期に復職・再就職を希望するから」と述べた。女性の出産後の就労状況の変化が、多数の保育所入所希望児童を発生させているが、ではもう一人の親である「父＝男性」はどうか。保育所への入所を希望するが、不入所決定となった問題を訴える場面に登場するのは、「女性＝母親」である。なぜか。

従来、保育政策は、日本型雇用・社会保障のモデルである「男性片働き(男性稼ぎ手)モデル」を前提に政策決定されてきた。「男性片働きモデル」とは、婚姻世帯において想定される標準的生活スタイルを意味し、男性が長期安定雇用と右肩上がりの比較的高額な「賃金」が保障された賃労働に従事する正規社員につき、一方の女性は、主婦として無償労働たる家事を担うというものである。男性片働きモデルでは、生活費支出の大部分が「賃金」で賄うことになり(生活の賃金への過度の依存)のために、税等を財源とする公的な社会保障は低い水準・内容に留まるという特徴がある(但し、実際にこのモデルに該当する労働者は、長期安定雇用が実現された大企業・公務員労働者に限定されている)。主婦は、家庭内の「福祉の含み資産」(1979年自由民主党「日本型福祉社会」)として、公的福祉を代替させられてきた。戦後誕生した専業主婦は、男性片働きモデルにおいて欠かすことができない重要な要素であり、社会保障政策は、専業主婦がいる家庭においては福祉施策として、保育所での保育は実施してこなかった。せいぜい、教育施策として幼稚園を用意し、共働き世帯で「保育に欠ける」子については、貧弱な保育所で対応してきたのである。

貧弱な保育政策をもたらした要因の第一は、労働組合の対応である。欧州を中心に、社会保障施策推進の中心勢力は労働組合であった。男性片働きモデルに外れる共働き世帯の一人である勤労する母親は、「労働者」として、子どもの「公的責任による保育」を主張してきたが(保育運動)、本来、保育政策を含む社会保障推進の担い手であるはずの労働組合は、その中心メンバーが、男性片働きモデルにあてはまる労働者で構成(大企業中心、企業別、男性正社員組合)される形態であり、そのメンバー構成ゆえの根本的限界の中で、公的社会保障の充実について、特に保育所の拡充については、その役目・責任を担えずにきた。待機児童問題を訴える現場に、子を抱いた母親はいるが、同じく親であるはずの男性正規社員とそれらを組織する労働組合は見られない²。

第2に、政策担当者がもつ「出産・子育て」の考え方が、保育政策を貧弱なものに留めている背景にある。まず、賃金依存型の子育て構造において、子育て費用を一手に引き受けさせられる親(特に若年男性)の雇用環境の不安定化は労働政策的に進めており(非正規労働の拡大等の労働法の規制緩和)、若年の成人男女にとっては、貧困ゆえに結婚、出産を諦めざるを得ない状況が構造的に創り出されている。つまり、政策担当者自らが、少子化の原因を作っているのである。ところが、若年者の労働政策による貧困化と、それゆえに子を持たないという「構造上の問題」である少子化に対し、政策担当者は、個人の意識の問題とみる傾向が依然として強い³。すなわち、出産を親、特に女性個人の「意識・認識の薄さ、責任感のなさ」という視点にすり替える見

² もし、母親が就労を希望して保育所入所を望むような家庭の問題は、労働組合の関心事項ではない(「我々の構成メンバーは男性が高額の賃金を得ることで妻には主婦であることを保障させ、保育所を必要としない」と労組が考えているのなら、日本の労働組合も、いよいよ息の根を止めるであろう。

³ なお、三重県も少子化対策の観点から、女子学生を対象に「結婚観」や「異性との付き合いに対する意識調査」を行ったが、女子学生の反応は、「気持ち悪い」「ほっといてくれ」「余計なお世話」等であった。また、自治体が行う婚活イベントは、結婚可能(その延長に出産がある場合もあるが)な若者の結びつきであり、その限りで効果はあろうが、結婚可能でない若者の経済問題こそ根本的に焦点を当てるべき課題である。

解が強いのである。たとえば、首相経験者等の「子どもを産んでこそ国家に貢献」、「女性は産む機械」、「国家は子のない女性の老後の生活保障は否定する」、「親の義務としての出産」等の発言が端的に示すものであり、構造的な問題として社会的な視点に立って解決することを拒否するということが、保育政策理念の背景にはあろう。

もはや男性片働き型世帯モデル依存型の、制限的例外的な保育体制では限界がある。保育所入所は、例外的な子育て家庭の問題ではなく、若年子育て家庭の一般的普遍的ニーズとして捉える必要がある。たとえば、義務教育である小学校のように、すべての児童を保育所において受け入れるということを政策の柱とする必要がある。なお、その際重要なのは、「保育の質の確保」である。様々な形態の事業が併存する中で、最低基準を保つ保育所へ入所する権利が保障されなければならない。なぜなら、第1に、受入児童に対する面積や人員が低劣な施設は、保育の質が低くなり、死亡事故など子の人権侵害をもたらすからである。第2に、子どもの間で、保障される保育内容の格差をもたらすからである。以上2点は、たとえば、小学校で顕在化している問題である。義務教育によって、児童全員が小学校に受け入れられているが、40人学級などのように教室への詰込みが、長年解消されずに放置されている。保育所待機児童の解消は、質と数の両方を確保しなければならない。

この点、政府の子育て政策は、家庭責任は強固に維持したうえで、国家の責任による質を確保した保育は行わず、成長政策の一環として捉える点に問題がある。児童が、一定の質を保障された保育所において保育を受ける権利を保障しなければならない。

3. 日本社会保障制度政策理念の変遷：1973年をピークとする国家責任による社会保障の後退

次に、保育政策に典型的にみられる社会保障における国家責任の否定と、家庭(特に女性)への責任転嫁(公的責任の私的・家庭責任への転嫁)が、歴史的にどのように実施されてきたか振り返る。

1973年は福祉元年として、戦後初めて、福祉充実を政府が明言した年である。その背景には住民の主体的運動の成果によって誕生した、革新自治体の福祉重視策への対抗があった。しかし、同年のオイルショックによって、早々に福祉充実路線は転換される。日本が福祉の充実を目指したのはごくわずかな期間(1年にも満たない)であり、その後、福祉削減の流れが続いている。削減される福祉や、社会の変化によって新たに出現する福祉ニーズについて、公的責任を家族・家庭が代替する理屈として提唱されたのが、70年代後半の「日本型福祉社会」論である。日本型福祉社会論は、家族・家庭(特に既婚女性)を公的社会保障・社会福祉に代替させる「福祉の含み資産」として捉えるものである。1970年代後半は、既婚女性の社会進出が進みだしていたが、日本型福祉社会論は、既婚女性の就労を、介護・育児と両立しうる「パートタイム労働」に限定させる方向を打ち出すものであった。具体的に行われた政策は、①1980年、正社員に対する労働時間・労働日数4分の3未満就労のパートタイマーの被用者保険不適用(労働時間の制約)、②1985年、第3号被保険者制度創設による被用者被扶養者の年金給付上の優遇「低賃金労働の奨励」である⁴。これによって既婚女性の就労は、被扶養者基準内且つ短時間のパートタイム労働に政策的に誘導されていった。パートタイム労働という限定された家庭外での就労によって、家庭内での子育て・介護の「両立」が可能となり、主婦パートには育児・介護とパートの両立が求められたのである。

その後、90年代後半に労働・社会保障理念自体の大転換が起こる。まず、社会保障については、1995年社会保障制度審議会が「社会保障体制の再構築」を出し、社会保障の理念を「広く国民に健やかで安心できる生活を保障」するものとし、「社会保障の責任者」としては、「社会保険料の拠出や租税負担を含め、社会保障を支え、つくり上げていくのもまたすべての国民」であり、

⁴ 同時期に男女雇用機会均等法が制定されているが、女性の正社員としての男女平等をうたう均等法は国際社会の圧力からの妥協であり、政策の基調は、労働者派遣法の制定とあいまって、女性労働者の「非正規化」、「被扶養者型就労」の政策的推進であったと筆者は捉えている。

「社会保障制度は、みんなのためにみんなでつくり、みんなで支えていくものとして、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない」とした。つまり、社会保障の責任が、国家(国家責任による国民の基本的な人権としての性格)から、国民=みんな(自己責任)が支えるものへと転換された⁵。そのための財源が消費税化(みんなを支える)されている。

95年勧告は、公費負担による高齢者福祉サービスを、社会保険料を財源とする介護保険に転換するための社会保障理念の転換でもあった。介護保険は、2000年以降も続く公費負担による福祉実施は抑制するという公的社会保障締め付け政策のフロントランナーである。95年勧告は、戦後社会において憲法25条を受け「人権としての社会保障」の確立を謳った1950年勧告を否定し、憲法の理念に反する社会保障政策の推進を宣言したものであった。

次に労働政策であるが、1995年、日経連は「新時代の日本型雇用」を出し、雇用形態の3分割化による雇用不安定化促進を図った。ここでは、「長期蓄積能力活用型グループ」「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」に労働者が分断され、この流れが、その後、労働ビッグバンなどの政府による労働規制緩和政策につながっていく。現在の貧困者の大量出現は、「労働の崩壊」が背景にある。国民の生活苦は政府による労働・社会保障政策によって人為的に創出されてきたものである。

4. 国家責任による社会保障の否定

次に、民主党政権末期から現在までの社会政策理念の展開に触れる。自民党から民主党への政権交代時に一定の変容がありながらも、労働規制の緩和・社会保障削減の傾向は変化しなかった。

まず、民主党政権下でまとめられた2011年6月「社会保障・税一体改革成案」と「社会保障・税一体改革大綱」(2012年2月)は、社会保障改革の方向性として、①未来への投資(子ども・子育て支援)の強化、②医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化、③貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)、④多様な働き方を支える社会保障制度(医療・年金)へ、⑤全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現、⑥社会保障制度の安定財源確保が示され、リーマンショック以降の生活問題に対応して、社会保障制度の改善の要素が強い内容であった。ところが、法案化の段階で、与野党が対立し、その結果「社会保障制度改革推進法」案提出という合意(三党合意)に至ったが、大綱時点での社会保障充実の内容や方向性は、大きく後退(上記の③⑤は欠落、②の社会保険拡充は対象縮小、①は「少子化対策」へと名称変化など)する。

そして、2012年8月「社会保障制度改革推進法」(以下、推進法)が、公的社会保障そのものを否定する。社会保障とは、個人の生活を社会的責任の観点から保障するものであり、社会的責任の担い手である国家・公的機関の責任が重要であるが、推進法によって国家責任は、否定されたのである。推進法は、基本的な考え方として、第2条で「社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする」として以下の内容を示す(下線筆者)。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等か

⁵ 50年社会保障制度審議会勧告「社会保障に関する勧告」は、憲法25条を引用し「国民には生存権があり、国家には生活保障の義務がある」とし、人権としての社会保障をみとめた。そして「生活保障の責任は国家にある。」として国家責任を明確に規定していた。

ら、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

附則

(生活保護制度の見直し)

第二条「政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

⇒附則にいう「適正化」は、給付切り下げ(2013年8月給付額の切り下げ)

社会保障制度改革推進法によって設置された社会保障制度国民会議報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるため～」は、「2 社会保障制度改革推進法の基本的な考え方」で「(1) 自助・共助・公助の最適な組合せ 日本の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべきとされている。これは、国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである「共助」が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完する仕組みとするものである。この「共助」の仕組みは、国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組みであるといえる。したがって、日本の社会保障制度においては、国民皆保険・皆年金に代表される「自助の共同化」としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の「公助」は自助・共助を補完するという位置づけとなる。なお、これは、日本の社会保障の出発点となった1950(昭和25)年の社会保障制度審議会の勧告にも示されている。」(下線筆者)

社会保障は、自己責任の自助が基本であり、自助の共同化としての共助としての社会保険が支え、公助＝生活保護・社会福祉は補完的役割とする。

さらに、2013年12月「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(社会保障プログラム法)」は、少子化対策、医療、介護、年金の4分野についての検討項目と、改革の工程、必要な法案提出時期を明示した。

第一章 総則 (目的)

第一条「この法律は、社会保障制度改革推進法 (平成二十四年法律第六十四号) 第四条の規定に基づく法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方にのっとり、(略)受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とする。

第二章 講ずべき社会保障制度改革の措置等

(自助・自立のための環境整備等)

第二条「政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等(次項において「自助・自立のための環境整備等」という。)に努めるものとする。

2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

(医療制度)

第四条

2 「政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。」

(介護保険制度)

第五条「政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。」(下線筆者)

社会保障プログラム法では「公助」が消滅したため、「基本的人権としての社会保障受給権」の性格も喪失している。推進法が言う「自助・共助・公助論」は憲法に違反する。「自助」は、日常生活一般では妥当することであろうが、社会保障が登場する場面において、「自助が基本である」とするのは誤りである。社会保障は、人の人生の中で、自助では対処できない生活事故に対処するために歴史的な経験に基づき、国家の責任として創設されてきた制度である。そして、現在は、憲法によって国民の人権として、その受給の権利性が認められている。社会保障制度が対応する生活事故に自助で対応可能であるというのであれば、歴史的経験の積み重ねと、それが憲法上、人権として確立されてきた背景及び、現憲法に違反するものである。自助によって国民生活が保障されている事実を国家は証明しなければならないが、そのような事実はない。貧困者が大量に存在している日本の現状は、国家責任に基づく社会保障の権利性を高める方向には進むが、逆ではない。

ところが、第二次安倍内閣は「逆向き」にさらに進もうとしている。安倍内閣の国民生活を考える視点には、「家族・家庭重視」が色濃く存在する。たとえば、第2次安倍内閣は、成長戦略の柱として「女性が輝く社会」を掲げた。2013年4月「成長戦略スピーチ」では、女性の活躍に関して「3年間抱っこし放題での職場復帰支援」としたが、子育ては「家庭」にて「女性」が行う事が前提となっている。さらに、2015年12月16日の与党税制改正大綱による「三世同居の促進」は安倍首相の指示によるものであるが、三世同居は家族・家庭に子育てを担わせる環境作りにつながるためである。安倍首相は「社会保障をはじめ、あらゆる社会システムの中、その負担を軽減する、大家族を評価するような制度改革を議論すべきだと思います。3世代の近居や同居を促しながら、現代版の家族の絆の再生を進めていきたい」(朝日新聞2016年3月21日)と述べるが、子育て世帯の実態との乖離が甚だしい認識である。これに対しては、たとえば三浦まり氏は、女性について「今まで以上に長時間働かされ、家事労働も軽減されず、さらには早期に結婚し産むことも奨励される社会の重圧」(世界、2014年11月号)があるとするが、正当な評価である。

政府が言う女性の活躍は、憲法13条が国民に保障する真に女性自身が望む「自由」な活躍ではない。「1億総活躍社会」に表れているように、経済成長の足かせとなる労働力不足の解消のために、国家から求められる総活躍という社会的重圧の中で、「女性の生き方の方向付け」(出産奨励と子育ての担い手)と、それを巧みに正当化する「自助」(自助としての子育て)がある。国家の目標のために、個人、特に女性が自助努力をする構造といえよう。

今求められているのは、国家の求める一億総活躍ではなく、「ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)⁶」である。ソーシャル・インクルージョンの対義語は、ソーシャル・エクスクルーションであり、社会的排除である。国家が求めるような活躍ができない者が社会的に排除されないことにこそ、政策の視点をおく必要がある。社会的包摂は、社会から「排除された」状態を取り除き、社会に包摂することを含意するもので、排除されていることへの「批判」概念であ

⁶ 1億総活躍会議での菊池桃子発言。

る。そうであれば、女性の社会進出をとどめている保育施設の未整備や、保育所の整備を妨げている保育士の労働条件の向上などが包摂＝活躍の前提として必要となり、当然、国家責任が導かれる。

一億総活躍には排除への批判が抜けている。むしろ、「活躍」か否かという基準によって「一定の方向性への圧力」が新たな排除をもたらし、それが自助努力とともに強化されるおそれがある。端的に、少子化「対策」という言葉が持つ、子を持たないことを選択した者への排除の危険性がある。

5. 人権としての保育保障実現の課題

これまで、雇用の不安定化、社会保障の自助努力化、それを覆い隠す自助論、家族・家庭重視論の政策の流れを概観した。生活問題について、自助＝個人責任といえれば解決するものはなにもない。解決ではなく、ただ、個人責任のもとで「声」があげられなくなり、単に「見えなく」なるだけである。子育ての自助を強調すると、女性が「自己責任として子どもを産まない選択」を合理的に行うだけであり、そのわかりやすい結果が日本の少子化⁷である。自助ではない、権利としての子育てを確立するための保育政策を、どのように構築するか課題である。出産をためらわせる保育所の待機児童問題を念頭において、覚書程度であるが、若干の検討を行いたい。

権利としての保育を実現するためには、まず、その権利保障の責任主体を明確化する必要がある。その際、1973年以降の福祉削減が、財政制約が正当化の理由とされてきたことに留意する必要がある。人権としての子育てを検討するにあたり、財政的観点を考慮に入れるべきは議論の余地があるが、「政策」論としては、財政を考慮する必要は高く、特に、財政における負担者をめぐる議論は必須であるし、制度の維持の観点から望ましいと考える。

保育政策における財政的責任の所在を検討するためには、保育所をめぐって関係する者を考察しなければならない。保育所とは、「保育者たる親等の就労等」によって「保育に欠ける児童」へ保育を提供する施設である。保育所での保育は、「親」などの保育者の「企業」等での就労と、「国・自治体」の「子」への保育の保障という、子、親、企業、国・自治体が交錯する領域である。

従来、保育を実施する自治体等と親、子は保育政策の当事者として登場してきたが、保育政策において忘れがちであったのが、子への保育保障によって、親の労働力を確保することが可能となる「企業」である。保育は、保育者、子、国・自治体、企業の「社会保障と雇用の交錯領域」として捉えることができるが、企業は保育政策の充実による受益者の一人である。その観点からは、一定の責任が存在しよう。それは、保育実施財源の拠出者としてのそれである。この点、2015年4月に児童手当拠出金が「子ども・子育て拠出金」に名称変更され、厚生年金標準報酬月額額の0.15%に相当する額を企業(事業主)は単独で拠出している。それまでは、児童手当の財源として使われていたが、その根拠は次世代の労働力の確保という利益を企業が享受するからであると説明されてきた。自治体等による保育の実施によって、保護者の労働力を利用することが可能になる企業を、保育財源の拠出責任者として位置付けることが必要である。その観点から、国家に求められることは、保育政策において責任主体(特に財源拠出者)としての企業を適切に位置づけることである。

さらに、保育に留まらない社会保障政策の中で、自助・共助・公助論に欠けている「企業責任」の位置づけをする必要がある。国家は、憲法上、社会保障制度の実施責任を果たし、憲法の要請である人権としての社会保障を実施することが必要であり、自助によらない社会保障制度の設計をしなければならない。その際、社会保障には必然的に財源が必要となる。現状、自助論がもたらす社会保障縮小によって覆い隠されているのは、「被保障者以外の費用負担」である。それは財源拠出者としての企業責任の明確化と、国家による企業からの財源確保、そしてそれによる国民の生活保障責任である。

⁷ なお筆者は少子化を問題とは考えない。

以上、保育政策を念頭に社会保障が抱える問題を概観した。国民生活は、労働と社会保障によって成り立つ。労働も社会保障も、ひたすらに自助につき走る現状を改め、国家責任による生活保障体制を確立することは急務である。その際、労働と社会保障の自助論において抜け落ちている労働させる「企業」の責任を積極的に位置づけ、明確化する必要がある。今後の課題である。

【受入図書一覧】

本研究所で2017年5月以降新規に受け入れた図書は次の通りです。

登録No.	書名	ISBN/ISSN
7007291	地方交付税制度解説 平成28年度:補正係数・基準財政収入額篇	***
7007292	笑う、避難所：石巻・明友館136人の記録	9784087206265
7007293	南三陸発!志津川小学校避難所	9784750344898
7007294	3・11以前の社会学	9784865000245
7007295	東日本大震災から問われる日本の教会	9784264031437
7007296	地域再生の失敗学	9784334039158
7007297	雇用連帯社会	9784000229166
7007298	現代の貧困ワーキングプア	9784532491161
7007299	同一労働同一賃金の衝撃	9784532321291
7007300	「原因と結果」の経済学	9784478039472
7007301	分断社会を終わらせる	9784480016331
7007302	生活保障の戦略	9784000259224
7007303	地域経済分析ハンドブック	9784771027336
7007304	地域間産業連関分析の理論と実際	9784535558458
7007305	議会改革の第2ステージ	9784324102077
7007306	地方財政改革の検証	9784433638870
7007307	町村自治を護って	9784324100936
7007308	新地方財政調整制度論 改訂版	9784324096505
7007309	3.11が教えてくれた防災の本 4避難生活	9784780304909
7007310	大震災15年と復興の備え	9784863420458
7007311	日本型移民国家の創造	9784798913667
7007312	避難所Nursing note：災害時看護心得帳	9784840437073
7007313	大震災の生存学	9784787233929
7007314	阪神大震災と外国人	4750307769
7007315	外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題	9784860372262

編集後記

寒さが緩み、日ごとに春めいてまいりました。早いもので本年度最後の地研通信となりました。今回の通信では「保育政策から見る日本社会保障の問題」について、川崎先生にご執筆いただきました。少子高齢化が進行し社会経済状況が変化する中、子育て支援をはじめ、社会保障問題は大変重要であると感じます。ぜひご参考にしていただければ幸いです。お忙しい中ご執筆いただきました川崎先生には改めて感謝申し上げます。

(KS)